

個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

（対照表）※改正箇所的项目番号等は、改正前の該当箇所を指す。

改正箇所	改正前	改正後
【凡例】注)	注) なお、特に断りのない限り、本事務対応ガイドにおいて示す法令の条番号は、本事務対応ガイドの公表日（ <u>令和8年9月30日</u> ）時点の条番号を示すものとする。	注) なお、特に断りのない限り、本事務対応ガイドにおいて示す法令の条番号は、本事務対応ガイドの公表日（ <u>令和8年10月1日</u> ）時点の条番号を示すものとする。
【改正等履歴】	（記載なし）	<u>令和8年10月 ガイドライン改正に係る改正内容（令和8年10月1日施行に係るもの）を反映したほか所要の修正を行った。</u>
3-1-1(1)① 表中	サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号） <u>第25条</u>	サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号） <u>第24条</u>
3-1-1(1)① 表 注)	注) 以上は <u>令和8年7月31日</u> 時点において存続するもの	注) 以上は <u>令和8年10月1日</u> 時点において存続するもの
3-1-1(2) 表中	（記載なし）	<u>日本学術会議 日本学術会議法（令和7年法律第70号）</u>
4-3-1-1(2)	デジタル化が進むなか、安全管理措置を適切に講じるためには、サイバーセキュリティの確保も重要である。サイバーセキュリティ対策を講ずるに当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号） <u>第26条第1項第2号</u> に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正な水準を確保する必要がある（ガイドライン5-3-1（1）（行政機関の長等の安全管理措置義務）を参照のこと。）。	デジタル化が進むなか、安全管理措置を適切に講じるためには、サイバーセキュリティの確保も重要である。サイバーセキュリティ対策を講ずるに当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号） <u>第25条第1項第2号</u> に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正な水準を確保する必要がある（ガイドライン5-3-1（1）（行政機関の長等の安全管理措置義務）を参照のこと。）。
4-8-10(1)	個人情報を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用す	個人情報を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用す

	るに当たっては、サイバーセキュリティ基本法第 26 条第 1 項第 2 号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正なサイバーセキュリティの水準を確保する。	るに当たっては、サイバーセキュリティ基本法第 25 条第 1 項第 2 号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正なサイバーセキュリティの水準を確保する。
--	--	--